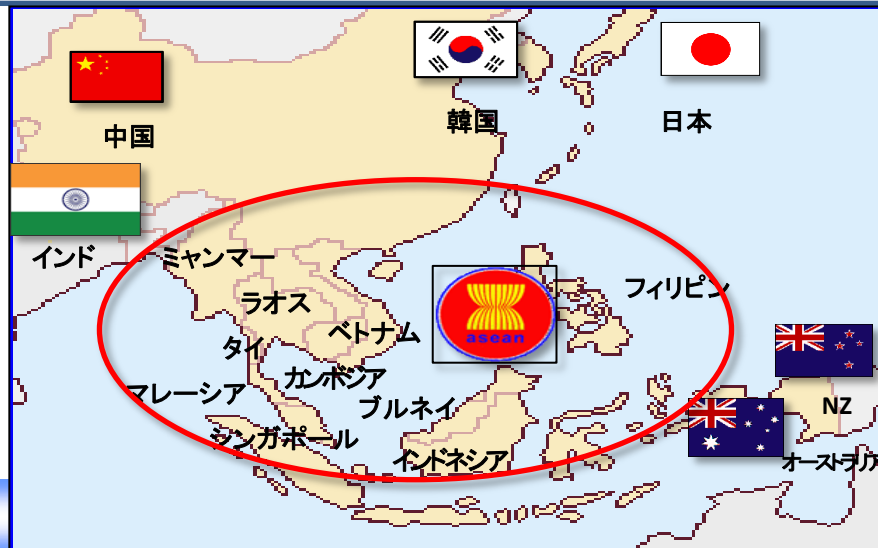


東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉

RCEP(アールセップ)とは

- 東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership)の略。
- ASEAN10か国(ブルネイ, カンボジア, インドネシア, ラオス, マレーシア, ミャンマー, フィリピン, シンガポール, タイ, ベトナム) + 6か国(日本, 中国, 韓国, オーストラリア, ニュージーランド, インド, 以下「FTAパートナー諸国」)が交渉に参加する広域経済連携。



RCEPを巡る経緯

我が国が提唱してきた東アジア包括的経済連携(CEPEA: ASEAN+6)と、中国が提唱してきた東アジア自由貿易圏(EAFTA: ASEAN+3)が併存。双方について、民間研究, 政府間の検討作業を実施。

- 2012年11月 ASEAN関連首脳会議のRCEP交渉立上げ式において, ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の首脳は, RCEP交渉立上げを宣言。
- 2013年 5月 第1回交渉会合(於:ブルネイ)を開催。
- 2015年 8月 第3回閣僚会合(於:マレーシア)を開催。
- 2016年 8月 第4回閣僚会合(於:ラオス)を開催。
第14回交渉会合(於:ベトナム)を開催。

意義・考え得る主なメリット

- RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。アジア太平洋地域の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
- 既存のASEAN+1を超える水準でかつ広域のFTAが実現することで、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域におけるサプライチェーンの拡大等に寄与。
- 物品貿易(関税削減等)に加えサービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、非関税分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
- アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に寄与。

【参考1】「RCEP交渉の基本指針及び目的」の主なポイント

◆交渉範囲

物品貿易、サービス貿易、投資、経済及び技術協力、知的財産、競争、紛争解決及びその他の事項を含む。

◆約束水準

参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。

◆S&D(特別のかつ異なる待遇)

参加国の異なる発展段階を考慮し、特別のかつ異なる待遇及びASEAN加盟国の後発開発途上国に対する追加的な柔軟性についての規定を含む適切な形の柔軟性を含む。

◆物品貿易交渉

交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、高いレベルの関税自由化の達成を目指す。

◆サービス貿易交渉

サービスの全ての分野を交渉の対象とし、WTOと整合的な形で包括的で質の高い協定を目指す。

◆投資交渉

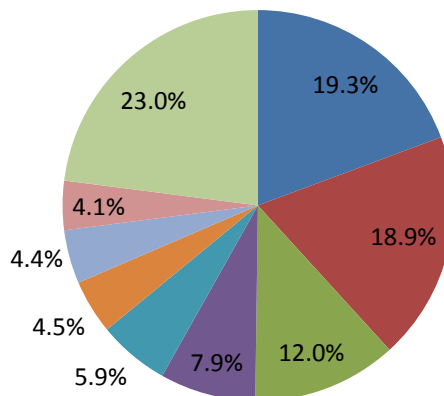
促進、保護、円滑化、自由化の4本柱を含む。

◆参加国

交渉参加国は、ASEAN諸国及びFTAパートナー諸国。交渉完了後は16か国以外も加わりうる。

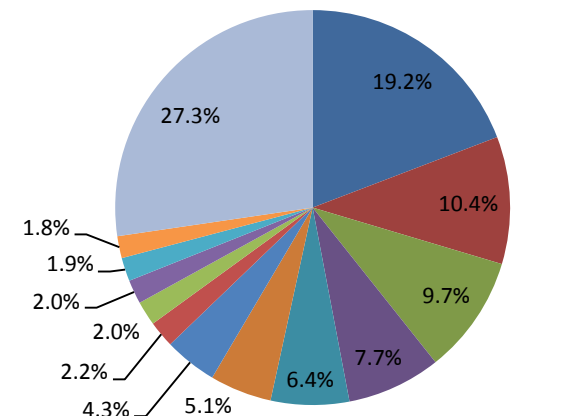
【参考2】日本と交渉参加国(ASEAN, 中, 韓, 豪, NZ, 印)の貿易構造

日本→交渉参加国(2013年)
輸出総額 約31.7兆円



■ 一般機械
■ 輸送用機器
■ 元素及び化合物
■ プラスチック
■ その他
■ 電気機器
■ 鉄鋼
■ 再輸出品
■ 精密機器類

交渉参加国→日本(2013年)
輸入総額 約38.6兆円



■ 電気機器
■ 天然ガス及び製造ガス
■ 石油及び同製品
■ 金属鉱及びびくず
■ 輸送用機器
■ 魚介類及び同調製品
■ その他
■ 一般機械
■ 衣類及び同付属品
■ 石炭・コークス及びびれん炭
■ 元素及び化合物
■ 金属製品
■ 織物用糸及び繊維製品